

主な指摘事項【介護予防支援】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、下記の内容について記載した文書を交付して説明を行うこと。 ・利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するように求めることができること。 ・利用者は指定介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。	1件
運営	勤務体制の確保	・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	1件
運営	記録の整備	・利用者に関する指定介護予防支援の提供に関する記録(アセスメントの結果の記録等)について、過去の内容が確認できないものが散見された。当該記録を整備した場合、その完結の日から5年間保存すること。	1件
運営	指定介護予防支援の具体的取扱方針	・指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも月に1回聴取しなければならないこととされている。利用者からの聴取はされているが、サービス事業者からの聴取がなされていないものが散見されたため、サービス事業者から利用者の状況等を聴取すること。 ・利用者が介護予防訪問看護等の医療サービス利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めなければならないが、初回の介護予防サービス計画の作成時には主治の医師等に意見を求めているものの、2回目以降は主治の医師等の意見を求めているものが散見された。介護予防サービス計画に介護予防訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示があることを確認すること。 ・介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づけている場合、その継続の必要性について随時サービス担当者会議を開催して専門的意見を聴取するとともに検証する必要があるが、専門的意見を聴取しているか確認できないものが散見された。介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付けており、当該サービス利用を継続する場合は、随時サービス担当者会議を開催して専門的意見を聴取するとともに検証し、その理由を再び介護予防サービス計画に記載すること。	1件

計4件